

手術の施設基準に関する掲示

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6項並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

【2025年実績（2025年1月～12月）】

1 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	8件
イ	黄斑下手術等	56件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	91件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	48件

2 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	17件
イ	水頭症手術等	3件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	21件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	7件

3 区分3に分類される手術

ア	上顎洞形成手術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	2件
キ	同種死体腎移植術等	0件

4 区分4に分類される手術

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	300件
----------------	------

5 区分5に分類される手術

ア	人工関節置換術	190件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	39件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	2件
	（不安定狭心症に対するもの）	1件
	（その他のもの）	8件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	16件
（不安定狭心症に対するもの）	17件	
（その他のもの）	66件	

※各手術の区分は、厚生労働省の定める施設基準の分類に基づく。